

第9回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月30日 午後6時から

2 開催場所 由仁町役場3階大会議室

3 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（使用貸借1件）

日程第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について（2件）

日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権移転1件、賃貸借1件）

4 出席
委員

1番 本間俊明	2番 高嶋雅彦	3番 中道雅彦
4番 川端敦	5番 杉本道哉	6番 上野祐司
7番 鷺見幸生	8番 森長正徳	9番 橋口善一郎
10番 松田一博	11番 北川正則	12番 西田勝敏
13番 田中昭一	14番 川崎浩樹	15番 佐藤弘之

5 事務局
説明員

局長 青木祐次 主査 高山亮一

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和4年第9回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和4年由仁町農業委員会第9回総会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第9回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
15番 佐藤委員、1番 本間委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

1つ目は、法人形態要件ですが、[REDACTED]については、有限会社のため要件に該当します。

2つ目の事業要件については、農業に係る売上高が全体の過半を占めることとされており、農業及び農業関連以外の事業を行う予定がないことから、要件に該当しています。

3つ目の構成員要件については、[REDACTED]氏1名が構成員かつ農業常時従事者で、保有する議決権の割合が50%を超えていますので、要件に該当します。

4つ目の業務執行役員要件については、[REDACTED]氏が農作業常時従事者であり、役員の過半が常時従事者でありますので、要件に該当します。

5つ目の農作業従事要件については、[REDACTED]氏の農作業従事日数が60日以上ですので、役員・出資者のうち1名以上が60日以上農作業に従事しているため要件に該当しています。このように、[REDACTED]につきましては、5つの要件、全てを満たしていることについて確認しています。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第2号『農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第2号について説明いたします。本件は2件で、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

必要と認め通知を要請することを決定した場合は、町長が農地保有合理化事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになります。それでは議案4ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は山形 242 から 252 までの3筆の田で、合計面積は26,881 m²です。

あっせん申出者は、栗山町字富士の■■■■氏です。

本件は令和4年8月31日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は同じく栗山町字富士の■■■■を予定しております。

議案資料2ページをご覧ください。

農地は、道道角田栗山停車場線の西側の山形地区で、あっせん申出地①から③と白線で囲まれた由仁町と栗山町の境界に隣接する農地です。

公社買取価格は、いずれも10aあたり■■■■円で、合計■■■■円を予定しています。

また、あっせん申出地④から⑥については、次の議案で提案させていただきますが、基盤強化法により相対で売買予定の農地であります。

以上で議案第2号の1番の説明を終わります。

議長 議案第2号の1番の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号の1番については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号の1番については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 引き続き議案第2号の2番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から 〇〇委員には退席していただき、議事を進めます。

(〇〇委員退席)

議長 それでは、議案第2号の2番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 議案4ページをお開きください。
2番ですが、土地の所在は光栄72-1から98-1までの6筆の田で、合計面積は94,140㎡です。
あっせん申出者は、下古山自治区の〇〇氏です。
本件についても令和4年8月31日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。
公社買入後の事業参加者は、光栄72-1、73-1、98-1の3筆が同じ下古川自治区の〇〇氏、光栄80-2、91-1、92-1の3筆が、こちらも同じ下古山自治区の〇〇氏を予定しております。
議案資料3ページをご覧ください。
最初に〇〇氏が事業参加者となる農地ですが、下古山地区の町道南北線沿い東側にある、あっせん申出地①、②、⑥と白線で囲まれた農地です。

といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第5号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が1件、賃貸借が1件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の10月5日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、
農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案6ページをお開きください。

1番ですが、8月31日に開催されたあっせん会において所有権移転が決定された売買でございます。

土地の所在は山形271から285までの2筆の田と1筆の畑で、合計面積は22,397.5㎡です。

農地の所在は、先ほど説明させていただきましたとおりで、売買価格は■■■■円で、単価は、10aあたり■■■■円でございます。

譲渡人は栗山町字富士の■■■■氏、譲受人は、同じく栗山町字富士の■■■■氏です。

続いて賃貸借ですが、議案の7ページをご覧ください。

2番ですが、土地の所在は川端1372から1402までの2筆の田と7筆の畑で、合計面積は28,048.62㎡です。

貸主は、川端自治区の[]氏、借主は、同じく川端自治区の[]です。新規の案件です。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 18時30分)

議事録署名委員

15番 佐藤 弘之 

1番 本間 俊明 

